

熱帯満載喫水線を指定するタンカー，液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の非損傷時復原性に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 U 編

改正事項

熱帯満載喫水線を指定するタンカー，液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の非損傷時復原性に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 I 第 28.1 規則，IBC コード及び IGC コードにおいて，損傷時復原性を計算する際，あらゆる航行喫水を考慮するよう規定されている。しかしながら，非損傷時を対象とした復原性資料を作成する際，これらの国際規則を適用する船舶に対して考慮する喫水線は特に規定されていない。

そのため，IMO は，当該国際規則を適用する船舶が熱帯満載喫水線を指定する場合にあっては，復原性資料の作成において，統一的に熱帯満載喫水線まで沈めた状態を考慮するよう，船舶の非損傷時復原性に関する国際規則である 2008 IS コードに関する統一解釈を作成し，2016 年 6 月に MSC.1/Circ.1537 として採択した。

このため，MSC.1/Circ.1537 に基づき関連規定を改めた。

改正内容

熱帯満載喫水線を指定するタンカー，液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の復原性資料の作成においては，熱帯満載喫水線まで沈めた状態を考慮する旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 U 編 附属書 U1.2.1 中 1.3.9